

青森県報

第千五十三号

令和八年
四月十五日
(水曜日)

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉課) ……一
 - 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八農林水産事務所) ……二
 - 右 ……(同) ……二
 - 右 ……(同) ……三

告 示

青森県告示第二百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名 又は 名称	住所 又は 事務所 所在地	居宅サ ビスの 種類	居宅サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
合同会社 L es s G r o w i n g	弘前市大字千 年 一丁目二五の三	訪問介 護	ヘルパ ーシ ョ ン み つ ば ち	令 和 八 ・ 四 ・ 一
社会福祉 法 人 報 徳 会	黒石市大字赤 坂 字 池 田 一 三 六	特定施 設 入 居 者 生 活 介 護	有 料 老 人 ホ ー ム 景 楓 荘	〃
			黒石市南 田 中 西 原 四 の 一	
			黒石市大 字 赤 坂 一 字 池 田 一 三 三 の 一	

青森県告示第二百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和八年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名 又は 名称	住所 又は 事務所 所在地	介護予 防サ ビス の 種 類	介護予 防サ ビス事 業を 行 う 所	指 定 年 月 日
社会福祉 法 人 報 徳 会	黒石市大 字 赤 坂 字 池 田 一 三 六	介護予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	有 料 老 人 ホ ー ム 景 楓 荘	令 和 八 ・ 四 ・ 一
			黒石市大 字 赤 坂 一 字 池 田 一 三 三 の 一	

青森県告示第二百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス	障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う	指定年月日
名称	名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人恵仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	十和田市大字三本木字里ノ沢一の五三〇	令和八・四・一
就業継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援B型	
ラステップレート	ラステップレート	ラステップレート	

青森県告示第二百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援事業の種類	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
名称	名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
有限会社千堂葛西	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	令和八・四・一
有限会社千堂葛西	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	
有限会社千堂葛西	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	北津軽郡板柳町大字板柳字土井の三八の一	
保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	
クラスレッチ	クラスレッチ	クラスレッチ	
北津軽郡板柳町大字横沢字富永の二三の二	北津軽郡板柳町大字横沢字富永の二三の二	北津軽郡板柳町大字横沢字富永の二三の二	

出 先 機 関

株式会社スプレイン	五所川原市松島の町一丁目五〇三の六	児童発達支援	児童サポートプレインつがる	つがる市木造永田松下九の四	〃
株式会社スプレイン	五所川原市松島の町一丁目五〇三の六	放課後等デイサービス	児童サポートプレインつがる	つがる市木造永田松下九の四	〃
株式会社スプレイン	五所川原市松島の町一丁目五〇三の六	保育所等訪問支援	児童サポートプレインつがる	つがる市木造永田松下九の四	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を令和八年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年四月十五日

青森県三八農林水産事務局長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を令和八年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年四月十五日

青森県三八農林水産事務局長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天満下土地改良区の定款の変更を令和八年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年四月十五日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭